

議案第133号 大津市宅地造成等の手続等に関する条例の制定
について

それでは、「大津市宅地造成等工事の手続等に関する条例の制定について」説明いたします。

本条例の骨子案につきましては、6月通常会議の施設常任委員会において所管事務調査としてご説明申し上げ、このほど条例を制定しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

条例制定の背景についてです。

令和5年に「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正されたことを受け、実効性のある手続及び基準を規定するため、この度、本市開発事業の手続き等と同様に、新たに条例を制定します。

なお、これ以降の説明は「宅地造成及び特定盛土等規制法」を「盛土規制法」と読み替えさせていただきます。

3ページをご覧ください。

条例の必要性についてです。要綱の限界と盛土規制法を補うために、盛土規制法の施行に伴い、手続及び基準を条例で規定し、実効性を高めてまいります。

4ページをご覧ください。

条例案の特徴としては、要綱で規定していた項目である「事前協議の手続」及び「事前協議の違反行為に対する措置」と、条例で追加で

きる項目である「中間検査における特定工程の追加」及び「定期報告における報告事項の付加」があげられます。

5 ページをご覧ください。

条例案の構成についてです。

(1) 第1条から第3条までが総則で、目的、定義、遵守すべき基本事項から成ります。

(2) 第4条は事前協議を規定します。

(3) 第5条、第6条は、追加または付加する項目を規定します。

(4) 第7条から第11条はその他、報告の徴取及び立入調査や指導及び勧告等について規定します。

6 ページから9 ページは条例案の概要です。

10 ページをご覧ください。

条例案について8月1日から20日までの20日間においてパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

11 ページをご覧ください。

条例制定等のスケジュールです。今後、条例の施行に必要な規則も策定し、令和7年4月1日の規制区域の公示とともに条例を施行してまいります。

以上で、大津市宅地造成等工事の手續等に関する条例の制定についての説明を終わります。